第七号の11様式記載要領3(1)ロ及びハ中「、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）」を削り、同様式記載要領3(2)中「第９条の７第６項本文」を「第９条の７第７項本文」に、「法人税の明細書（別表６(2)）の⑿又は法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(9)」を「法人税の明細書（別表６(2)）の⒃、法人税の明細書（別表６（５の２））の⑿、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⒀、法人税の明細書（別表６の２（２の２）付表）の(9)又は法人税の明細書（別表６の３）の⑾」に、「第９条の７第６項ただし書」を「第９条の７第７項ただし書」に改め、同様式記載要領3(3)イ中「第９条の７第20項」を「第９条の７第21項」に改め、同様式記載要領3(3)ロ中「第９条の７第27項」を「第９条の７第28項」に改め、同様式記載要領3に次のように加える。

⑷　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑰」の欄は、第６号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第七号の11様式記載要領4(1)ロ及びハ中「、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）」を削り、同様式記載要領4(2)中「第９条の７第６項本文」を「第９条の７第７項本文」に、「法人税の明細書（別表６(2)）の⑿又は法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(9)」を「法人税の明細書（別表６(2)）の⒃、法人税の明細書（別表６（５の２））の⑿、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⒀、法人税の明細書（別表６の２（２の２）付表）の(9)又は法人税の明細書（別表６の３）の⑾」に、「第９条の７第６項ただし書」を「第９条の７第７項ただし書」に改め、同様式記載要領4(3)中「第48条の13第７項本文」を「第48条の13第８項本文」に、「法人税の明細書（別表６(2)）の⑿又は法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(9)」を「法人税の明細書（別表６(2)）の⒃、法人税の明細書（別表６（５の２））の⑿、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⒀、法人税の明細書（別表６の２（２の２）付表）の(9)又は法人税の明細書（別表６の３）の⑾」に、「第48条の13第７項ただし書」を「第48条の13第８項ただし書」に改め、同様式記載要領4(4)イ中「第９条の７第20項及び第48条の13第21項」を「第９条の７第21項及び第48条の13第22項」に改め、同様式記載要領4(4)ロ中「第９条の７第27項及び第48条の13第28項」を「第９条の７第28項及び第48条の13第29項」に改め、同様式記載要領4に次のように加える。

⑸　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑱」の欄は、第６号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

⑹　「各市町村ごとに算定した法人税割額㉑」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。